

プリントザウルス国際版画交流協会規約(抜粋)

①設立年月日

1. 本会の設立年月日は、1987年4月1日とする。

② 名称

1. 本会は、以下を正式名称とする。

『プリントザウルス国際版画交流協会』 (日本語表記)

『The Printsaurus International Print Exchange Association of Japan』 (英語表記)

[*2009年4月、「国際版画交流協会」(通称：プリントザウルス)より改称。]

③ 所在

1. 本会は、代表者宅に団体所在地を置く。

④ 目的

1. 本会は、広く世界中の版画家との交流を推進する事を目的とする。
2. 本会は国内外の交流展を通じて、広く一般に版画芸術を普及する事を目的とする。
3. 本会は、日本国籍を有する、或いは日本で活躍する全ての意欲的な作家に、開かれた交流展の場を提供し、開催に向けてのノウハウを提供する。

⑤ 事業

1. 本会は、海外の作家グループ・団体、及び画廊・美術館等と連携を図り、展覧会の企画立案から運営・開催までの全ての業務を行う。

⑥ 構成

1. 本会は、会員、及び会員の中から選出された本部、会計監査によって構成される。また、それぞれの交流展企画において、別途事務局と会計が構成される。

⑦ 本部

1. 本部は、代表・副代表・広報・会計によって構成・運営される。
2. 本部は、全ての展覧会事務局を掌握し、調整・補佐業務を行う。
3. 本部は、総会及び通信によって、会員に展覧会予定・報告・会員の利益となる情報の提供業務を行う。
4. 会計は、年会費の管理・報告業務を行う。
5. 広報は、本会内外の連絡活動を実行し、ホームページの管理を行う。

⑧ 会員

1. 会員は、本会の目的に賛同し、意欲的に活動する作家によって構成される。
2. 入会は、2名以上の会員の推薦によって、所定の資料提出後、総会で審査のうえ認可される。
3. 会員は、年会費を本部宛に支払わなければならない。その金額は活動状況にあわせて、年度末の総会で決定される。
4. 展覧会参加メンバーは、その展覧会の成功に向けて事務局を助けることを求められる。
5. 退会は、年度末に総会で承認される。2年以上の会費未納は、本部からの通知で意志確認の上、会費納金後、名簿から削除・退会とする。

⑨ 展覧会事務局

1. 展覧会事務局(以下、事務局)は、展覧会企画ごとに設置され、3名以上で構成される。
2. 事務局は、その展覧会の企画の決定を全て任せられ、進捗状況を本部に報告しなくてはならない。
3. 事務局は、交流相手国グループ・団体・共催者・協賛者・大使館等との連絡調整、及び宣伝・広報活動を行う。
4. 事務局は、作品搬入から、全作品が全作家に返却されるまで、これを安全に管理しなくてはならない。
5. 事務局は、本部会計から独立した展覧会事務局予算によって個別に運営され、参加メンバーとの協議の末、展覧会参加費が決定される。
6. 事務局会計は展覧会参加費をメンバーから徴収し、金銭管理を行い、展覧会終了後、会計報告書類を本部に提出しなければならない。

⑩ 会計監査

1. 会計監査は、本部会計ないし展覧会事務局会計経験者の中から総会の議決によって選出される。
2. 会計監査は、本部会計の監査、及び各展覧会事務局会計の監査を行い、その結果を全会員に報告する。

⑪ 展覧会（国内・海外）

1. 各展覧会は、本部が全会員に開催条件を伝え、それを満たす会員が本部に参加の意思を伝える事で参加候補者となる。
2. 参加候補者と本部との協議により、展覧会事務局が決定される。
3. 候補者の人数が定員を越える場合は、事務局は相手国事務局と協議をし、参加メンバーを確定する。
4. 展覧会メンバーの決定は、全会員の中から公正な選択をしなくてはならない。ただし、展覧会の趣旨、共催者の要請によって、会員以外からもメンバーを募ることができる。
5. 展覧会メンバーは、事務局から依頼された分担業務を積極的に行わなくてはならない。
6. 展覧会メンバーは、原則として、搬入、搬出、オープニング、あるいは海外作家の出席するレセプション等には参加しなくてはならない。
7. 事務局は、全会員に展覧会の進捗状況、結果等を報告しなければならない。

⑫ 総会

1. 定期総会は、毎年4回開かれ、会員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状によって出席のかわりとする事が出来る。
2. 議決は、出席者の過半数の賛成によって成立する。
3. 臨時総会は、本部が必要と認めた場合、或いは会員の申し出に対し本部が必要と認めた場合に開く事が出来る。

2023年6月4日改定

(文責) プリントザウルス国際版画交流協会本部